

令和7年6月27日

宮城県トラック協会長 殿

宮城県警察本部
交通部交通規制課長
(公印省略)

物流関係車両に係る駐車許可について(依頼)

拝啓 向暑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より、警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、先般閣議決定された規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)も踏まえつつ、駐車許可に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)等の見直しを行っており、本年7月1日から運用開始する予定です。つきましては、関係者に対する周知への御協力をお願いいたします。

敬具

担当：宮城県警察本部交通部
交通規制課規制第二係
電話：022-221-7171(内線5273、5274)

